

沖繩地域知的財産推進計画

平成 24 年 3 月

沖繩地域知的財産戦略本部

目 次

はじめに.....	1
第1章 沖縄地域の優位性を活かした知的財産戦略.....	2
1. 基本的考え方.....	2
2. 沖縄知的財産戦略の3つの戦略.....	4
戦略1 沖縄感性・文化産業振興への支援.....	4
(1) 課題.....	4
(2) 今後の具体的な取組の方向性.....	5
戦略2 地域資源のブランド化への支援.....	6
(1) 課題.....	6
(2) 今後の具体的な取組の方向性.....	6
戦略3 中小企業の海外展開への支援.....	8
(1) 課題.....	8
(2) 今後の具体的な取組の方向性.....	9
第2章 知的財産の活用推進のための支援環境の整備.....	11
1. 中小企業の知的財産への取組を促進する意識啓発の強化.....	11
(1) 課題.....	11
(2) 今後の具体的な取組の方向性.....	11
2. 知的財産に関する人材育成の推進.....	12
(1) 課題.....	12
(2) 今後の具体的な取組の方向性.....	12
3. 知財総合支援窓口の効果的な活用.....	13
(1) 課題.....	13
(2) 今後の具体的な活用の方向性.....	14

はじめに

近年の社会経済のグローバル化の進展に伴い、国際社会、特にアジア諸国の技術水準は飛躍的に向上し、競争力を高めてきている。このような情勢下でわが国の技術力を高め、国際競争力を維持・向上させるため、政府は「知的財産立国」を目指すことを宣言し、「知的財産推進計画」を策定したほか、関連する法制度を整備した。

沖縄地域においては、知的財産を活用して地域経済の伸長を実現するための戦略を構築すべく、平成17年8月に、主要な産学官主体の参加を得て「沖縄地域知的財産戦略本部」を設置し、「沖縄地域知的財産推進計画（平成18年3月）」を策定・公表した。同本部は、これに基づき、沖縄地域における知的財産に関する各種事業を実施してきたところである。

同計画の策定後約6年を経過しようとする現在、沖縄は、本土復帰40周年及び沖縄振興の新たな局面を迎える重要な節目を迎えている。内閣府沖縄総合事務局は、沖縄の持続的な発展に向けた基本的な考え方や政策の方向性を示すものとして「沖縄地域経済産業ビジョン—中間報告—（平成22年3月）」を策定した。

このような状況の下、平成23年度第1回沖縄地域知的財産戦略本部会議（平成23年5月30日開催）において、上記沖縄経済産業ビジョンの内容を踏まえ、「沖縄地域知的財産推進計画」の改定を行うことを決定した。さらに、同本部の下に「沖縄地域知的財産戦略本部作業部会」を設置し、以下の3点の基本的考え方を基に意見交換及びその在り方を検討してきた。

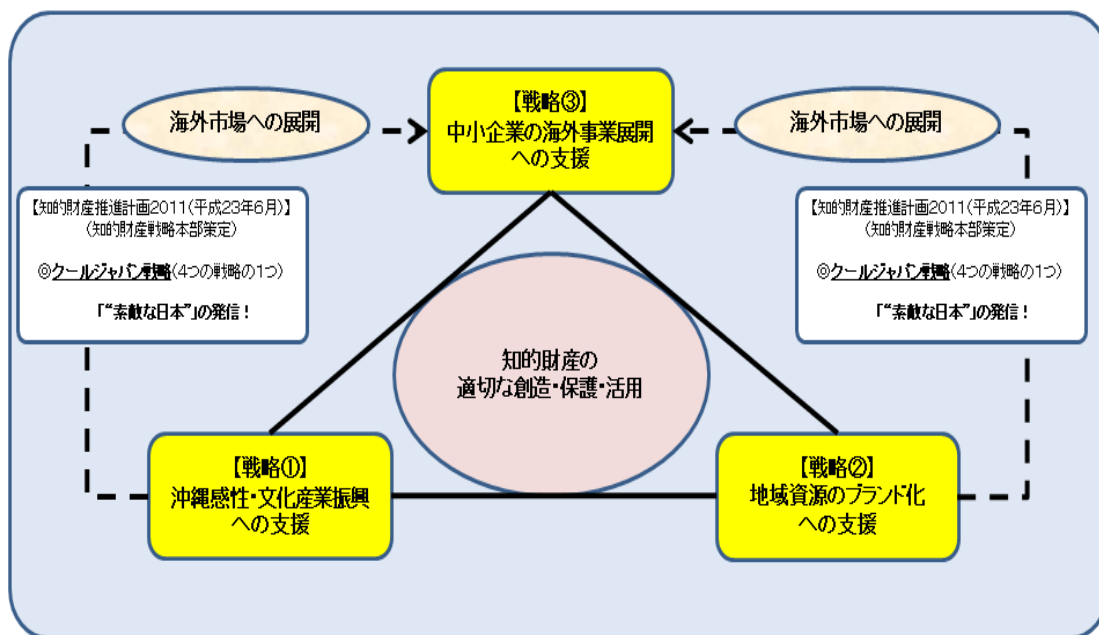
1. 沖縄感性・文化産業振興への支援
2. 地域資源のブランド化への支援
3. 中小企業の海外展開への支援

今般、同計画の改定を行うことで、製造業に代表される「ものづくり」の振興のみならず、沖縄の文化、歴史を生かしたデザイン、ブランド、音楽、映画等のコンテンツ作りが活性化され、沖縄で創出された知的財産が国内外に発信されることを期待するものである。

第1章 沖縄地域の優位性を活かした知的財産戦略

1. 基本的考え方

沖縄地域知的財産推進計画の改定に当たっては、「新成長戦略」¹及び沖縄地域経済産業ビジョンを踏まえ、沖縄地域の優位性を徹底的に活かしていく視点に立ち、以下の3つの戦略を構築するものとする。



第一は、「沖縄感性・文化産業振興への支援」である。

「新成長戦略」においては、「アジア経済戦略」としてクール・ジャパンの発信、輸出、海外展開が盛り込まれ、各地域の経済活性化に地域文化を積極的に活用することが、国の政策として位置付けられている。また、内閣に設置された知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2011」²においても、地域に埋もれている知的資産を発掘・創造し、グローバルに発信していくことを目的とする“クール・ジャパン戦略”を4つの知的財産戦略の1つとして掲げている。

他方、沖縄県の「沖縄 21 世紀ビジョン」³は、芸術文化、エンターテインメント文化、食文化等を戦略的に創造・育成し、新たな産業と雇用の創出に取り組むことを目標として策定された。沖縄県は、コンテンツ制作プロジェクトに対して投資を行う「沖縄文化等コンテンツファンド」（5億円）を創設し、制作資金の供給と制作段階に応じたサポートを実施す

¹ 「新成長戦略」：平成 22 年 6 月閣議決定。「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現を目指し 7 つの戦略分野 21 の国家戦略プロジェクト等を策定。

² 「知的財産推進計画 2011」：内閣に設置された知的財産戦略本部が平成 23 年 6 月に決定。グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える 4 つの知的財産戦略(①国際標準化のステータアップ戦略、②知財イノベーション競争戦略、③最先端デジタル・ネットワーク戦略、④クール・ジャパン戦略)を掲げている。

³ 「沖縄 21 世紀ビジョン」：平成 22 年 3 月策定。2030 年の沖縄県の有るべき姿を想定し、県民の参画と協働のもとに、その実現に向けた取組の方向性を明らかにしている。

るとともに、財団法人沖縄県産業振興公社を通じて、県内コンテンツ事業者等を対象とした支援事業を行っている。

内閣府沖縄総合事務局経済産業部は、平成 22 年度及び 23 年度に沖縄感性・文化産業に関する研究会⁴を設置し、沖縄における感性・文化産業の創出に向けた具体策、目指すべき姿、実現のためのカギ、戦略及び今後のアクションプラン等について報告書を策定した。同研究会は、沖縄感性・文化産業の振興においては、知的財産戦略の構築が不可欠であるとしている。

第二は、“地域資源のブランド化への支援”である。

経済産業省は、「中小企業地域資源活用促進法」⁵に基づき、中小企業における地域資源のブランド化に係る取組を推進している。独自の地域文化を有し、かつ亜熱帯地域に属する沖縄は、豊富な地域資源を有している。これらの地域資源の魅力向上、流通やプロモーション等による発信、地域の関係者を巻き込んだ持続可能な仕組み作り等ブランド化に関する包括的な取組が重要である。

沖縄県は、地域資源のブランド化に必要な知識を提供する基礎講座の開催、キーパーソンの発掘・育成等、地域資源のブランド化に取り組む団体への専門家によるハンズオン支援等を実施している。

地域資源のブランド化のためには、知的財産を適切に保護・活用するなど知的財産戦略が重要となっている。

第三は、“中小企業の海外展開への支援”である。

全国的に企業の海外進出の気運は高まっていることを背景に、経済産業省は中小企業の海外展開支援を進める方針を打ち出し、平成 22 年 10 月、経済産業大臣を議長とする中小企業海外展開支援会議を設置した。これを受けて沖縄において平成 22 年 10 月に設置された沖縄中小企業海外展開支援本部は、平成 23 年 5 月、各機関が連携して中小企業の海外展開を更に促進していくために、①支援機関間の連携強化及び情報発信、②「沖縄ブランド」構築への支援及び知的財産の保護、③商社機能の強化及び中小企業の輸出ノウハウのスキルアップへの支援等を内容とする「沖縄中小企業海外展開支援行動計画」を策定したところである。

沖縄の中小企業の海外展開に際しては、海外における法制度や商慣行の下で知的財産を適切に保護・活用していくことが重要となっている。

⁴ 「沖縄感性・文化産業研究会」：平成 22 年 8 月に設置。「沖縄感性・文化産業研究会報告書—沖縄振興に向けた感性・文化産業の再発見—(平成 23 年 2 月)」、「沖縄感性・文化産業の実現に向けた研究会」：平成 23 年 12 月に設置。「沖縄感性・文化産業の実現に向けた研究会報告書—文化創造と産業振興が連動する地域の仕組み—(平成 24 年 3 月)」

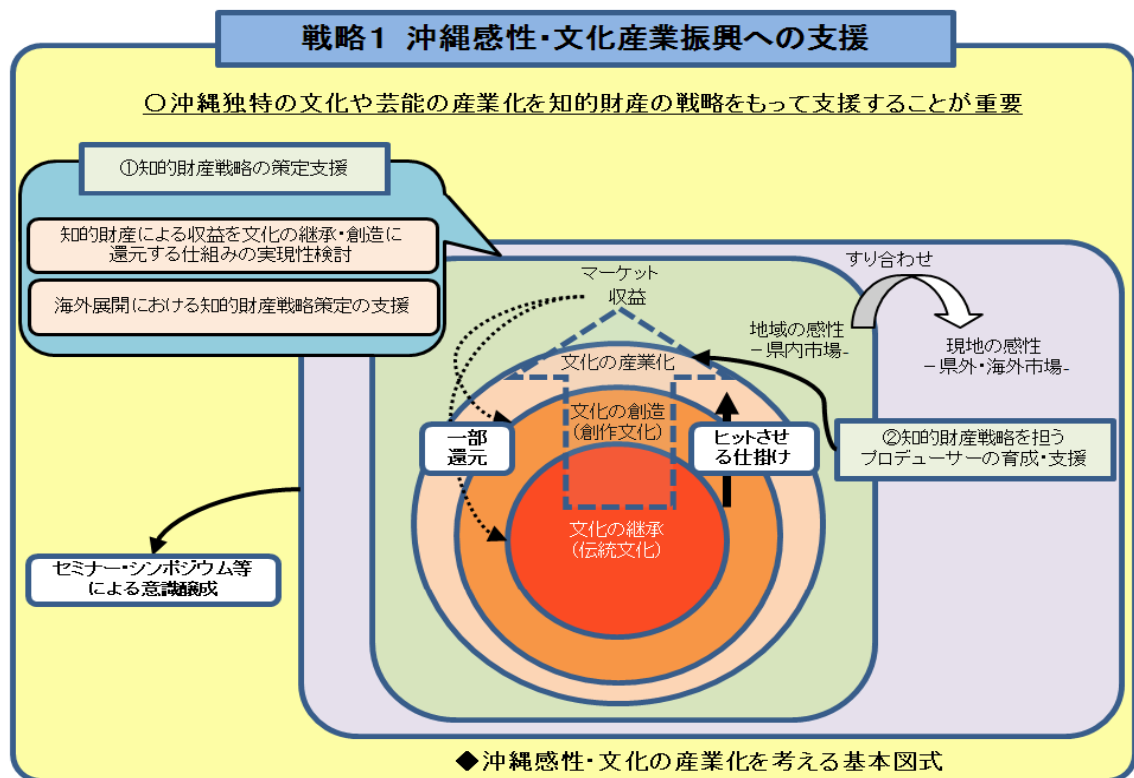
⁵ 「中小企業地域資源活用促進法」：平成 19 年 6 月施行。地域の強みとなる地域資源を掘り起こし、磨き、新産業を創出する中小企業における一連の取組を推進。内閣府沖縄総合事務局経済産業部は、中小企業基盤整備機構沖縄事務所と連携し、これらの地域資源を活用した産業創出に向けた総合的な支援を行っている。

2. 沖縄知的財産戦略の3つの戦略

戦略1 沖縄感性・文化産業振興への支援

沖縄感性・文化産業研究会報告書は、「伝統文化」「創作文化」「ビジネス化」の三層からなる「産業化の基本図式」と「産業創出を支えるプラットフォーム」を描くとともに、これをベースとして「沖縄感性・文化産業の目指すべき姿」を示している。その中で、全国～海外市場に展開していく上での知的財産権を確保して県内産業に収益が落ちる仕組みづくりが重要であること、そのために全国・海外の販路を開拓し、知的財産戦略を含めたビジネスモデルを構築するプロデューサー人材が重要であることに言及している。また、アジア市場への展開では、知的財産権の侵害リスクの対応策・体制作り、知的財産権を含めた流通システムの構築が課題となることが示されている。

本推進計画においては、知的財産戦略を活用することにより、沖縄感性・文化産業の振興を図っていくこととする。



(1) 課題

①産業化の利益が文化創造の場に還元される仕組みの必要性

沖縄の感性や文化による産業化は、その源泉となる感性や文化の創造、継承が重要であるが、そのためには産業化によって得られた商標や著作権等の使用許諾料など知的財産に関する利益を文化の創造を担っている現場に一部還元する必要がある。

②海外市場における知的財産権の侵害リスクと対策にかかる費用の負担

物品やデジタルコンテンツについて、アジア市場等への海外展開を図る場合は、模倣品、技術流出など、知的財産権の侵害リスクが高まる。

その侵害リスクへの対策は、資金面での負担感が大きいという点のみならず、知的財産制度が各国毎に大きく異なるということから中小企業にとってはその対策が過重負担となっている。

③知的財産戦略に精通したビジネスプロデューサー人材の必要性

全国、海外市場でのビジネスモデルを構築し収益を上げていくためには、創出された知的財産の権利取得やその活用について精通したプロデューサー人材が必要である。

(2) 今後の具体的な取組の方向性

①知財戦略の策定支援

- ・ 知的財産による収益を文化の継承・創造に還元する仕組みの実現性検討

「知的財産・産業技術」については、知的財産権を県内で確保するシステムを実現するために、その重要性を共通認識にしていくための分野横断的な組織を官民が連携して作り、将来的には知的財産権を管理するような組織へと強化していくことなどが考えられる。そのような知的財産権管理を実施する組織のあり方、実現性についての検討を実施する。

- ・ 海外展開における知的財産戦略策定の支援

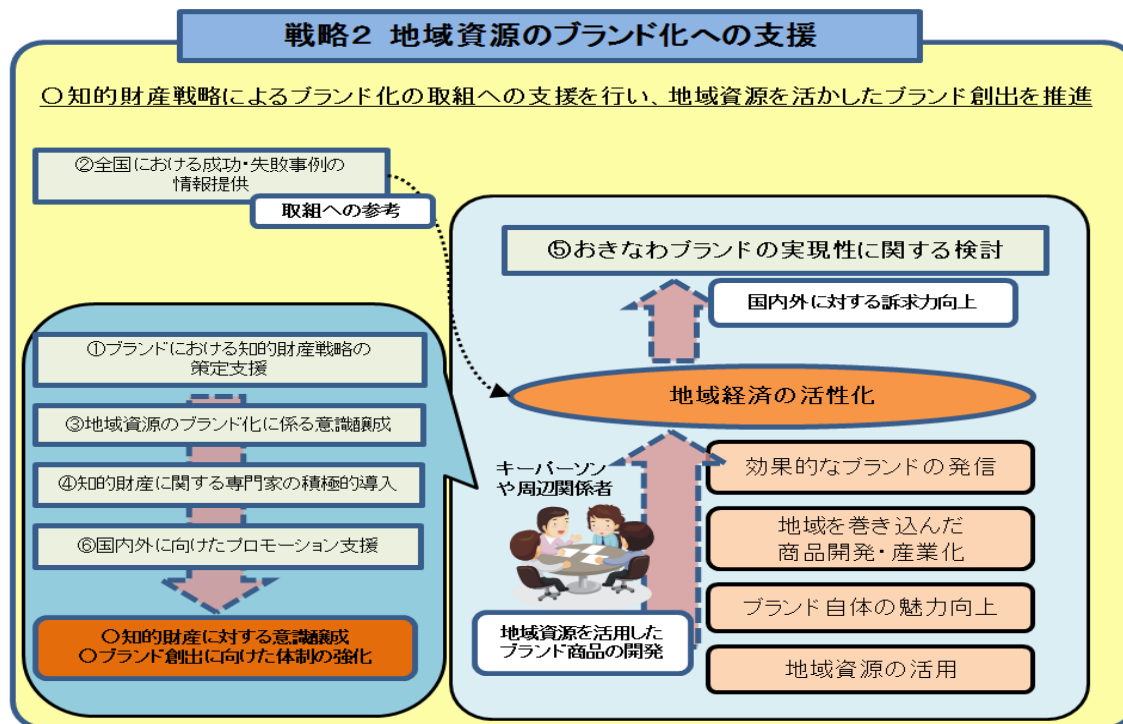
海外展開を図る場合、模倣品、技術流出など、知的財産権の侵害リスクが高まることから、企業単独では対応に限界が生じるケースも出るため、企業連合体による対応の促進や行政機関や支援機関が連携し総合的な支援を行う。

②知的財産戦略を担うプロデューサーの育成支援

感性・文化の産業化の中心的な役割を果たす創作物を評価し、市場化に向けた演出を行い、知的財産戦略も含めたビジネスモデルを構築するなどの役割がプロデューサーに集中している。こうしたプロデューサーの育成支援を行う。

戦略2 地域資源のブランド化への支援

沖縄独自の地域資源をブランド化する取組に対して、知的財産の創造・保護・活用の視点から支援を実施する。



(1) 課題

①地域資源のブランド化の普及啓発

地域資源のブランド化については、関係者の地域資源のブランド化への意識の醸成と関係者間の人的ネットワークの構築が必要となる。

②地域資源のブランド化に関する人材不足

地域資源を活用した商品や地域のブランド化に関する見識が深く、牽引力のある人材（以下、「キーパーソン等」という）が不足しており、その発掘・育成が必要である。

③知的財産権に関する知識不足

地域資源のブランド化に取り組んでいるキーパーソン等は、地域資源の発掘、ブランドコンセプト作り、商品開発、販路開拓、情報発信等へのブランディングに関する工程に加え、構築したブランドのイメージ向上や適切な保護のために、商標、意匠等の知的財産に対する知識を深めることが必要である。

(2) 今後の具体的な取組の方向性

①ブランドにおける知的財産戦略策定の支援

地域資源を活用したブランドを市場に出すに際して、知的財産を上手に活用するため、行政機関及び支援機関は、国内外の市場へ展開を目標としているブランドの情報を収集・把握するとともに、国内外への展開に際して必要となる知的財産戦略を策定するための専門家による指導や相談対応等の支援を行う。

②全国における成功・失敗事例の情報提供

ブランドを創出するため、地域資源を活用したブランド化に関する取組（地域団体商標を取得したブランド含む）についてその成功・失敗事例の把握に努め、新たなブランド創出への取組の参考となる情報を収集し、積極的に対外的に提供する。

③地域資源のブランド化に係る意識醸成

沖縄のキーパーソンをはじめ、地域の経済団体、商工会議所・商工会関係者、地域資源の活用を図る者等に対して、ブランド化における知的財産の活用に関する基礎知識を提供するセミナー、シンポジウムや研究会等を実施し、地域資源のブランド化に係る意識醸成を図る。

＜参考＞沖縄県内で登録された地域団体商標一覧（平成23年6月30日時点）

石垣の塩、沖縄そば、首里織、琉球びんがた、琉球泡盛、本場久米島紬
沖縄黒糖、八重山かまぼこ、石垣牛、壺屋焼、宮古上布、琉球かすり、
琉球絣、沖縄赤瓦、読谷山花織

④知的財産に関する専門家の積極的導入

地域資源のブランド化に取り組んでいるキーパーソン等の関係者が弁理士等の知的財産専門家や知財総合支援窓口等の各相談窓口を活用できるよう支援を行う。

⑤“おきなわブランド”の実現性に関する検討

都道府県としてのブランドの構築例として、福岡県⁶は県内農林水産物に対して、北海道⁷は道内の農林水産物や加工食品に対して、中国等の海外へシンボルマークの商標登録を行うことで、海外における県内、道内生産物の識別力を高めている。沖縄県においても、このようなブランド創出の仕組みを検討する必要がある。

⑥国内外に向けたプロモーション支援

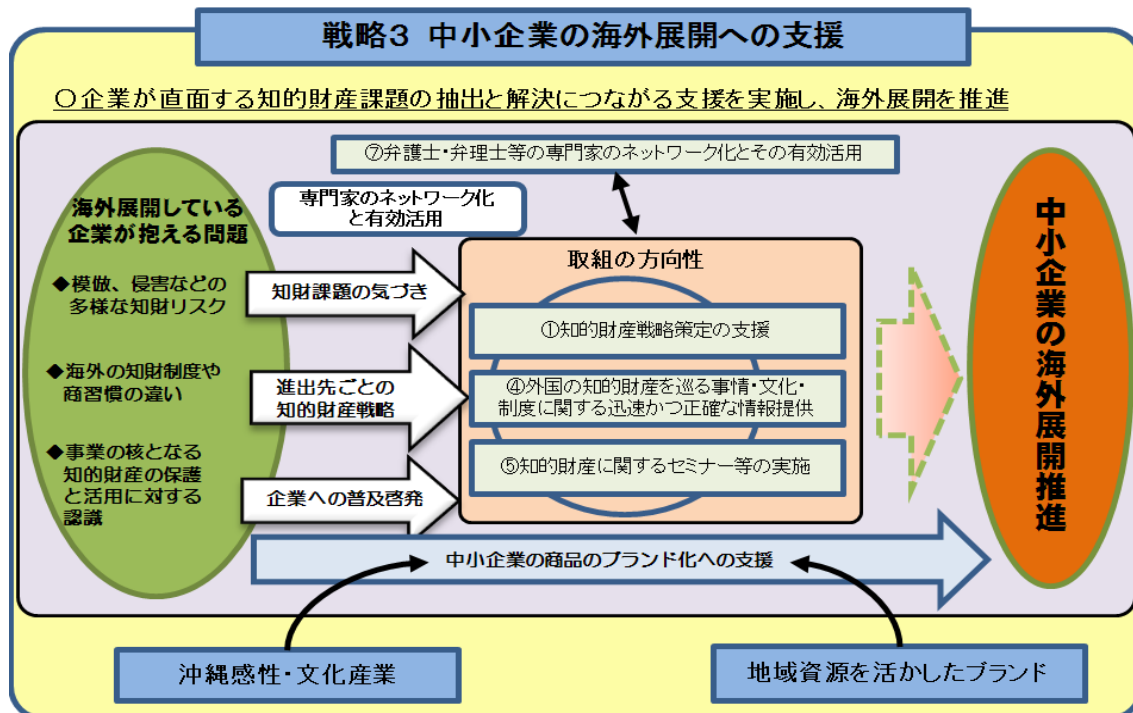
全国及び海外市場で勝負できる地域資源について、メディア等の活用、商談会の実施、県内の様々な事業・イベントとのコラボレーション等を通じ、国内外に向けたプロモーション支援を行う。

⁶ 福岡県は、輸出ブランドマーク「まるふくマーク」を作成し、中国を含むアジア諸国、EU、米国等に商標登録を進めている。

⁷ 北海道は、道産ブランドの向上を図るため、「道産食品独自認証制度」北海道認証（きらりっぷ）、「道産食品登録制度」（登録マーク、試される大地北海道マーク）を推進している。

戦略3 中小企業の海外展開への支援

海外への事業展開時に企業が直面することになる知的財産の保護・活用に関する課題の抽出と課題の解決につながる知識・情報の提供による支援を実施し、中小企業の海外展開を推進する。



(1) 課題

企業が、海外に事業展開する際に、直面する課題には以下のものがある。

①制度や文化の違いを考慮した契約のノウハウ

現地企業や被雇用者からの技術の流出を防ぐためには、雇用契約やライセンス契約の場面において、海外の知的財産制度に関する知識、模倣及び情報管理に関する日本との文化の違いを十分に把握しておく必要がある。

②模倣されるリスクの高さ

権利保護が不十分な国においては、我が国企業の模倣品が製造、流通される被害が多く、その結果、海外における販売市場の喪失、消費者に対するブランドイメージの低下等、企業活動に悪影響を及ぼしている。

③商標冒認出願に対する対策

企業のブランドなど国内で登録されている商標や地名がいつの間にか海外の第三者に出願・登録されていることがあり、海外への事業展開に支障を及ぼす可能性が高く、事業展開先における既登録商標の調査及び早期の商標登録が重要である。

④海外で知的財産権を取得する場合の高額な手続費用

保有する知的財産を日本だけではなく、海外においても適切に保護しようとした場合、その保護にかかる費用には、翻訳費用や現地代理人費用といった海外手続特有の費用がかかるため、日本だけで知的財産権を取得する場合よりも高額になる。

⑤各国の文化や知的財産制度等の海外展開時の注意事項等に関する情報不足

企業が海外へ事業展開を行う場合、模倣されるリスク、技術流出するリスク等、国内で事業を実施するより多くのリスクに晒されやすい。一方、各国の文化や知的財産制度などの必要な情報ということがある。

(2) 今後の具体的な取組の方向性

①中小企業における海外展開に向けた知的財産戦略策定の支援

一般的な知的財産に関する普及啓発だけではなく、海外における具体的な事業計画がある、又は、既に海外で事業を実施している中小企業に対して、弁理士等の知財専門家を派遣することで、中小企業が抱える知的財産に関する課題の抽出及びその解決支援を行う等、知的財産戦略策定の支援を行う。

②支援策に関する広報の強化

「JAPANブランド育成支援事業」、「国際出願に要する費用に対する補助金」、「販路開拓のための商談会の実施」、「専門人材の派遣」等、行政機関及び支援機関は各種の海外展開支援策を実施している。

これらの支援策を必要としている企業が、必要としている時に利用することができるように、行政機関及び支援機関は支援策に関する広報を強化する。

③成功企業と失敗企業から見る海外知的財産活動事例の情報提供

企業が海外へ事業を展開する場合、同一の業種、かつ、同一の国・地域に事業を開始した別企業の知的財産に関する活動及びその成果は大変参考になる。このため、中小企業の海外展開に関する取組に係る成功・失敗事例の調査分析を行い、その情報を積極的に提供する。

④外国の知的財産を巡る事情・文化・制度に関する迅速かつ正確な情報提供

各国の文化や知的財産制度などを考慮して各リスクへの対策を知的財産戦略として十分に検討する必要がある。また、事業を展開する国ごとに異なる知的財産制度や文化について把握している必要がある。

このため、海外展開時に企業が求めるニーズの高い情報の種類について調査を実施し、その結果を考慮しつつ必要な情報の収集を行い、収集した情報をアクセスが容易で、かつ、分かりやすく提供する。

⑤中小企業への知的財産に関するセミナー等の実施

海外展開において常にネックとなる知的財産（特許、商標、意匠、ノウハウ等）の保護については、セミナー、イベント等による普及啓発に取り組むとともに、知財経営の取組を支援する。

例えば、インターネットやモバイル端末を悪用した模倣品の流通の問題を含んだ模倣品対策、海外進出先で権利侵害に巻き込まれた場合の対策や技術流出防止等のために必要な契約ノウハウ、特定の業種や国・地域に特化したセミナーやイベント等を開催していく。その際、既存の商談会や展示会等の共催も含めて効果的なイベントを企画することが重要である。

⑥知的財産信託や知的財産ファンドの創設に向けた検討

企業の知的財産活動に必要な資金調達手段の充実を図ることを目的とし、県内金融機関による知的財産信託の創設や知的財産保有企業への出資枠拡大及び多様な主体の出資による知的財産ファンドの創設の検討を行う必要がある。

⑦弁護士、弁理士等の専門家のネットワーク化とその有効活用

海外進出先の法制度、商慣行等の情報を企業が効果的に取得できるようにするため、事例の蓄積や行政機関、支援機関による情報発信に加えて、弁護士、弁理士、中小企業診断士、海外知的財産プロデューサー等の専門家のネットワーク⁸化を図り、相談会やセミナーを実施していく。

⁸ 沖縄地域においては、「弁護士知財ネット九州・沖縄地域会」⁸、「沖縄国際架け橋弁護士グループ」、「中小企業支援ネットワーク」等のネットワークが既に形成されている。また、(独)工業所有権・情報研修館(INPIT)には、「海外知的財産プロデューサー」が配置されている。

第2章 知的財産の活用推進のための支援環境の整備

1. 中小企業の知的財産への取組を促進する意識啓発の強化

経営戦略・事業戦略全体の中で知的財産戦略（知的財産活動）がどのように在るべきか企業意識の向上を図る。

(1) 課題

これまで、知的財産に関する意識啓発の強化については、行政機関、支援機関によるセミナー、シンポジウムや相談会等の様々な機会を通じて実施されてきたところであるが、2006年から2010年の5カ年の統計情報から産業財産権の出願件数、登録件数にはその変化は大きくないのが現状である。

また、企業に対するアンケート（沖縄地域における知的財産活用基礎調査事業（平成23年度）アンケート）から、企業経営全体における知的財産を活用する意識と知識の不足を起因として、知的財産活動の目的が経営戦略上不明確となっていることも大きな課題である。

(2) 今後の具体的な取組の方向性

①知的財産の重要性、知財を意識活用した経営（知財経営）セミナー等の実施

知的財産の重要性を認識してもらい、企業経営における知的財産の重要性、知的財産を保護・活用する意義についてのセミナー、シンポジウムや相談会等を実施する必要がある。

また、関係団体等による知的財産とは異なる他の分野、例えば、マーケティング、会計実務、貿易実務といった企業経営の中で知的財産と同様に必要となる分野のセミナー等と組織間で連携して同日開催等の工夫も検討していくべきである。

②知的財産の重要性の気づきを与える企業訪問の実施

国や県の制度等を周知するとともに、企業の知的財産に関する課題の発掘及び解決を図り、企業における知的財産に関する意識を向上させるために、積極的な企業訪問を実施する。

③知的財産に関する支援策の情報にアクセスしやすい環境の構築

知的財産に関する行政・支援機関の支援策の情報を発信し、企業がアクセスしやすい環境を整備する。

2. 知的財産に関する人材育成の推進

企業経営の中で、知的財産を意識し、活用できる人材育成を推進するとともに、次世代を担う知的財産人材育成の支援を行う必要がある。

(1) 課題

- ① 沖縄地域においては、中小企業だけではなく、比較的大きな企業であっても知的財産を担当する部署を設置している企業は少ない状況にある。このため、企業経営の中で知的財産を意識し、活用できる人材を育成していく必要がある。
- ② 学生等の次世代の知的財産人材の育成は、沖縄地域において知的財産をより広く普及させるために必要であり、大学や高専等の教育機関での知的財産教育カリキュラムの構築支援を継続的に実施する必要がある。2013年度からの高等学校の新学習指導要領には、農業、工業、商業、水産と多岐の分野において、知的財産の重要性を学ぶための教育を実施すべき旨の記載がされる予定である。したがって、各都道府県教育委員会等と連携を図ることが重要である。

(2) 今後の具体的な取組の方向性

① 知的財産相談窓口、支援機関の育成、関係機関との連携

各種相談窓口や知的財産専門家に関する情報提供サービスの認知度を上げるためには、各ホームページやマスメディアを通じた周知はもちろんのこと、知的財産に関する意識啓発強化のために実施されるセミナーや企業訪問などのあらゆる機会を利用して、その周知徹底に努める必要がある。

② 企業経営の中で、知的財産の重要性を認識し、活用できる人材の育成

知的財産に関する制度や権利取得のための手続だけの知識にとどまらず、企業の事業戦略全体の中での知的財産の活用について十分に理解、対応できる人材を育成することが重要である。

具体的には、1) 企業の事業戦略、ビジネスモデルに合わせた知的財産戦略を策定できる人材を育成するセミナーの実施、2) 知的財産の活用事例を収集・発信、3) 各相談窓口などの企業訪問を通じ、知的財産に関する課題を発掘し、解決を図る知的財産活用の実践の機会の提供等に取り組む。

③ 学生等の次世代に対する知的財産教育の推進

学生等に対する知的財産教育の推進に向けた支援を行う。具体的には、学校等の教育関係機関と連携しながら、教育カリキュラム検討に対する情報提供支援、講師の確保に対する支援がある。

3. 知財総合支援窓口の効果的な活用

知財総合支援窓口の対応能力拡充と認知度の向上を通じ、企業等が利用しやすい、利用しやすくなる環境を整備し、知的財産の活用推進に向けた支援をする。

(1) 課題

①認知度及びサービスレベル向上の必要性

企業に対するアンケート（沖縄地域における知的財産活用基礎調査事業（平成23年度）アンケート）から、「知っているが利用したことがない」及び「知らない」と回答した割合は8割以上を占めており、知的財産に関する企業意識の向上、知的財産に対する支援体制の強化のためには一層の認知度向上及び企業に活用されるためのサービスレベルの向上が求められる。

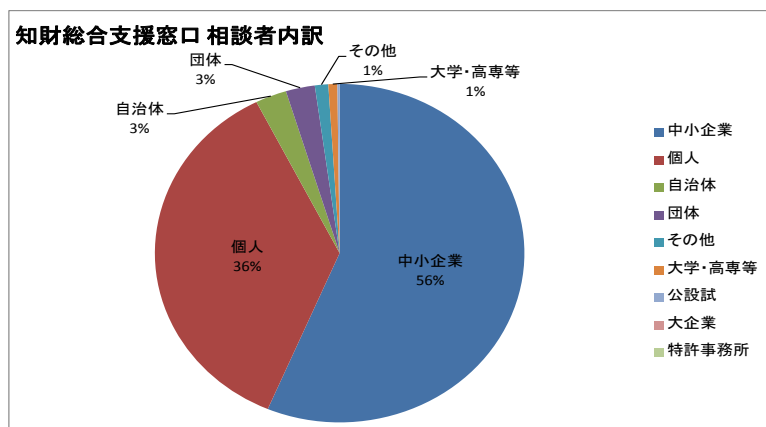
知財総合支援窓口の対応能力の向上を通じた3つの戦略の推進については、より多くの企業等に利用してもらう必要がある。

そのために行政機関及び支援機関は、知財総合支援窓口の十分な周知に努めるとともに、知財総合支援窓口自体も行政機関及び支援機関との連携や積極的な企業訪問を通じ、企業や行政及び支援機関からの認知度や信頼を向上させ、企業や行政及び支援機関との良い関係を構築すべきである。

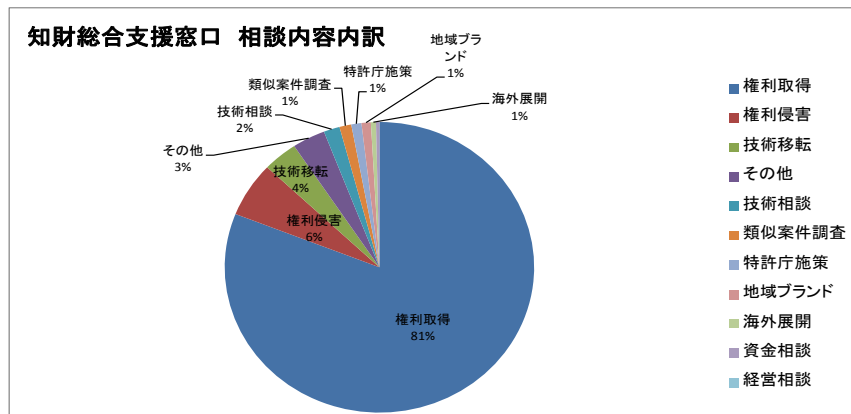
②重点的に支援する企業カテゴリーの設置

「知財総合支援窓口」の相談者種別の内訳は、中小企業の相談は全体の約56%、個人の相談が全体の36%を占め、個人の相談、権利取得に関する相談の全体に占める割合が比較的大きい状況にある。

このため、個人への支援も引き続き行いながらも、沖縄地域の産業振興により貢献するためには、取得した知的財産権の実用化の可能性が高い企業を重点的に支援する方法の是非について検討する必要がある。



知財総合支援窓口マネジメント事業者による分析表より



知財総合支援窓口マネジメント事業者による分析表より

(2) 今後の具体的な活用の方向性

① 重点的に支援する企業カテゴリーの設置と支援内容の発掘

沖縄地域の産業振興を考えた場合、以下の4つの条件を満たす企業に対して、重点的に支援していくことが必要である。

【重点的に支援する条件】

- ① 特許性のある技術を多く持っている企業
- ② 研究・開発費等がある程度捻出できる比較的規模の大きな零細ではない企業
- ③ 知的財産に対する高い意識のある企業
- ④ 従来技術をより高度化できる能力を持った企業

② 3つの戦略に対する知的財産に関する課題抽出・解決を通じた支援

これまで述べてきたように、3つの戦略を進めていくためには、知的財産を上手に活用していく必要がある。しかし、企業は、事業計画、資金調達、研究・開発、製造、経理、広報、マーケティング、販売、顧客対応等、様々な活動が求められ、知的財産に関する取組については、人的にも、時間的にも手が回らない状態にある。

これは企業だけではなく、地域資源のブランド化に取り組んでいるコミュニティ等においても同様であると考えられる。

したがって、企業等で発生した知的財産に関する課題への解決支援については、その課題への相談や知的財産に関する専門家を派遣することが可能である知財総合支援窓口を十分に活用する必要がある。

また、知財総合支援窓口がこれらの3つの戦略への支援に十分に貢献するためには知的財産に関する制度や権利化手続、権利活用に関する一般的な知識に留まらず、沖縄感性・文化産業への理解、ブランディングの手法に関する理解、海外に事業展開する際の国別の制度や文化に対する理解やそれらの制度や文化を背景とした知的財産に関する課題に関する対策に対する理解を深める必要がある。

さらに、企業や地域コミュニティでネックとなる知的財産に関する課題抽出、解決を知財総合支援窓口適切にアウトソーシングできる環境構築を目指す。

沖縄地域知的財産戦略本部委員名簿

役名	氏名	所属・役職
本部長	山内 徹	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部長
副本部長	平良 敏昭	沖縄県 商工労働部長
本部員	仲田 秀光	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
本部員	川満 光行	沖縄県商工会連合会 専務理事
本部員	桑江 修	社団法人沖縄県工業連合会 専務理事
本部員	大城 清利	一般社団法人沖縄県発明協会 理事
本部員	勝目 和夫	財団法人沖縄県産業振興公社 専務理事
本部員	近藤 義和	国立大学法人琉球大学 産学官連携推進機構 知的財産部門長
本部員	玉城 理	株式会社沖縄TLO 代表取締役社長
本部員	福島 康文	福島特許事務所 弁理士
本部員	杭田 恭二	くいだ法律商標事務所 弁護士弁理士
本部員	小林 義幸	独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所長
本部員	水野 大輔	日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター所長

事務局 内閣府沖縄総合事務局経済産業部

沖縄地域知的財産戦略本部作業部会構成員名簿

分科会	氏名	所属・役職
地ブ	金城 克也	沖縄県商工労働部 新産業振興課 技術支援班長
感文	大城 利一	沖縄県文化観光スポーツ部 文化振興課 文化産業支援班長
地ブ	森田 孟文	沖縄県商工会議所連合会（那覇商工会議所） 中小企業相談部 専門指導室長
地ブ	比嘉 智	沖縄県商工会連合会 支援課長
海外	小浜 徹	社団法人沖縄県工業連合会 企画・業務部 課長
知財	高坂 正登	一般社団法人沖縄県発明協会知財総合支援窓口担当者
海外	大村 和久	財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 経営支援課長
知財	照屋 潤二郎	株式会社沖縄TLO 取締役経営企画室室長
海外	宮平 勉	独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所 所長代理
海外	坂田 和仁	独立行政法人日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター
地ブ	矢内 透	沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課 課長補佐
全	與那嶺 岳	沖縄総合事務局経済産業部地域経済課 特許室長
感文	大城 弘文	沖縄総合事務局経済産業部商務通商課 課長補佐
地ブ	大田 定	沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 課長補佐
海外	玉城 京子	沖縄総合事務局経済産業部地域経済課 産業政策係長

分科会 ①感文：沖縄感性・文化産業振興への支援 ②地ブ：地域資源のブランド化への支援

③海外：中小企業の海外展開への支援 ④知財：知財総合支援窓口の戦略的活用 ⑤全：①～④全て

事務局 内閣府沖縄総合事務局経済産業部